

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 27 日 (火) 第3394号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- ふ化業者の登録 (畜産課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 平成30年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 3
- 総括指定金融機関の指定, 指定金融機関等の名称, 取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正 (※) (会計課取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 (選挙管理委員会取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第167号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により, 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年 2 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25272	平成30年 2月16日	雑 誌	麗人 3月号 09613-3	竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し, その健全な育成を阻害するおそれがある。
25273			ディアプラス 2月号 16567-02	新書館		
25274			GUSH 3月号 12467-3	海王社		
25275			EXMAX 3月号 02091-3	ぶんか社		
25276			EXMAX SPECIAL 2月号 02092-2	ぶんか社		

鹿児島県告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション桃の家	阿久根市山下4455-1	有限会社池田介護相談所夢の木	阿久根市赤瀬川1497-1	池田 礼子	平成30年2月28日	訪問介護
ヘルパーステーションほほえみの郷	霧島市隼人町姫城1904番地	フルール産業株式会社	霧島市隼人町姫城三丁目250番地	南田 信男	平成30年2月28日	訪問介護
訪問看護ステーション桃の家	阿久根市山下4455-1	有限会社池田介護相談所夢の木	阿久根市赤瀬川1497-1	池田 礼子	平成30年2月28日	訪問看護
風の村デイサービスセンター	鹿屋市野里町2485番地	株式会社風の村	鹿屋市野里町2485番地	波江野 満	平成30年2月28日	通所介護

鹿児島県告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションラポル	日置市伊集院町徳重三丁目3-15-1	株式会社友助会	日置市吹上町花熟里225大福第6ビル1階	大知 佑介	平成30年2月1日	訪問看護
デイサービスぬびすさん	鹿屋市旭原町2611-6	株式会社ケアファイン	鹿屋市旭原町2611-6	吉田 茂樹	平成30年2月1日	通所介護
デイサービス百花	日置市伊集院町徳重338番地1	社会福祉法人恵里会	日置市東市来町伊作田7078番地1	前原くるみ	平成30年2月1日	通所介護

鹿児島県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスほほえみの郷	霧島市隼人町姫城1904番地	フルール産業株式会社	霧島市隼人町姫城三丁目250番地	南田 信男	平成30年1月31日	介護予防通所介護
ヘルパーステーション桃の家	阿久根市山下4455-1	有限会社池田介護相談所夢の木	阿久根市赤瀬川1497-1	池田 礼子	平成30年2月28日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーションほほえみ	霧島市隼人町姫城1904番地	フルール産業株式会社	霧島市隼人町姫城三丁目250番地	南田 信男	平成30年2月28日	介護予防訪問介護

の郷			地			
訪問看護ステーション桃の家	阿久根市山下 4455-1	有限会社池田介 護相談所夢の木	阿久根市赤瀬川 1497-1	池田 礼子	平成30年 2月28日	介護予防 訪問看護
風の村デイサービスセンター	鹿屋市野里町 2485番地	株式会社風の村	鹿屋市野里町 2485番地	波江野 満	平成30年 2月28日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス百花	日置市伊集院町 徳重338番地1	社会福祉法人恵里会	日置市東市来町 伊作田7078番地1	前原くるみ	平成30年 2月1日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第172号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第30の1号	平成30年 2月25日	平成33年 2月24日	株式会社ウェルファムフーズ霧島事業所 霧島市国分清水四丁目28番29-33号	株式会社ウェルファムフーズ霧島孵卵場 霧島市国分郡田4535番地1

鹿児島県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	麓重富停車場線	始良市平松字野中3297番3地先から3295番1地先まで	前	16.0～19.4	21.6
			後	16.0～16.0	21.6

鹿児島県告示第174号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成30年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 募集種目

(1) 男子

自衛官候補生

(2) 女子

自衛官候補生

2 募集期間

(1) 男子

平成30年 3 月 1 日から同年 5 月 11 日まで

(2) 女子

平成30年 3 月 1 日から同年 5 月 11 日まで

3 試験期日

(1) 男子筆記試験

本土 平成30年 5 月 27 日

離島 平成30年 5 月 26 日

(2) 男子口述試験及び身体検査

本土 平成30年 5 月 27 日

離島 平成30年 5 月 25 日

(3) 女子筆記試験

本土 平成30年 5 月 27 日

離島 平成30年 5 月 26 日

(4) 女子口述試験及び身体検査

本土 平成30年 5 月 27 日

離島 平成30年 5 月 25 日

4 応募年齢

採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

(1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁及び委託病院

(2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁及び委託病院

(3) 女子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁及び委託病院

(4) 女子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

鹿児島県告示第175号

平成16年 2 月 10 日鹿児島県告示第333号（総括指定金融機関の指定、指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲）の一部を次のように改正し、平成30年 3 月 1 日から施行する。

平成30年 2 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

3の(1)の表グリーン鹿児島農業協同組合の項中「グリーン鹿児島農業協同組合」を「鹿児島みらい農業協同組合」に、「支店及び出張所」を「及び支店」に改め、同表かごしま中央農業協同組合の項及び東部農業協同組合の項を削り、同表いぶすき農業協同組合の項中「同上」を「県内に所在する本所及び支所」に改める。

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年2月27日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年2月27日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン始良

始良市西餅田下深田264番地1 外

2 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前	第1駐車場	A敷地内建物周辺部	363台
	第2駐車場	A敷地建物屋上部	431台
	第3駐車場	A敷地南西側	228台
	第4駐車場	B敷地内建物周辺部	483台
	第5駐車場	B敷地建物3階部	184台
	第6駐車場	B敷地建物4階部	300台
	第7駐車場	A敷地南西側隔地	343台
	第8駐車場	B敷地北側隔地	118台
	第9駐車場	A敷地北側隔地	115台
イ 変更後	第1駐車場	A敷地内建物周辺部	360台
	第2駐車場	A敷地建物屋上部	431台
	第3駐車場	A敷地南西側	228台
	第4駐車場	B敷地内建物周辺部	502台
	第5駐車場	B敷地建物3階部	203台
	第6駐車場	B敷地建物4階部	301台
	第7駐車場	C敷地西側隔地	43台
	第8駐車場	B敷地北側隔地	118台
	第9駐車場	B敷地北東側隔地	113台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前	第1駐輪場	A敷地建物南西側	27台
	第2駐輪場	A敷地建物北西側	80台
	第3駐輪場	A敷地建物北側	89台
	第4駐輪場	A敷地建物東側	150台
	第5駐輪場	A敷地建物南西側	40台
	第6駐輪場	B敷地建物西側	52台
	第7駐輪場	B敷地建物北側	80台
	第8駐輪場	B敷地建物東側	28台

	第9駐輪場	B敷地別棟北西側	40台
イ 変更後	第1駐輪場	A敷地建物南西側	27台
	第2駐輪場	A敷地建物北西側	80台
	第3駐輪場	A敷地建物北側	89台
	第4駐輪場	A敷地建物東側	135台
	第5駐輪場	A敷地建物南西側	40台
	第6駐輪場	B敷地建物西側	73台
	第7駐輪場	B敷地建物東側	137台
	第8駐輪場	B敷地別棟北西側	33台

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前	第7駐車場	1箇所	A敷地南西側隔地駐車場北東側
	第9駐車場	1箇所	A敷地北側隔地駐車場南側
イ 変更後	第7駐車場	3箇所	C敷地西側隔地駐車場北西側
	第9駐車場	1箇所	B敷地北東側隔地駐車場西側

3 変更年月日

平成30年10月10日

4 届出年月日

平成30年2月9日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市田海町字下角浦1594番1，1595番，1596番，1598番，1599番1及び1598番地先里道の一部並びに字中角浦1792番1，1793番1，1794番1及び1795番

2 公共施設の種類，位置及び区域

道路 薩摩川内市田海町字下角浦1594番1の一部，1595番の一部，1596番の一部，1598番の一部，1599番1及び1598番地先里道の一部並びに字中角浦1792番1の一部，1793番1の一部，1794番1の一部及び1795番の一部

公園 薩摩川内市田海町字下角浦1594番1の一部及び1595番の一部

水路 薩摩川内市田海町字中角浦1792番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市南郡元町14番9号

三洋ハウス株式会社

代表取締役 逆瀬川勇

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成30年度において，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので，当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について，次のとおり公告する。

平成30年2月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする特定役務の種類

- (1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
- (2) コンピュータ関連保守業務（パソコンの保守及びシステムの保守管理）
- (3) O A機器賃貸業務（O A機器の賃貸）
- (4) 旅客運送業務（スクールバスの運行）

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
平成30年2月27日から同年3月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成31年12月31日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設としていちき串木野市選挙管理委員会から指定の報告があったので、平成28年5月31日鹿児島県選挙管理委員会告示第11号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年2月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表いちき串木野市の項に、次のように加える。

野平交流センター	いちき串木野市平江20271番地5	100	いちき串木野市長
----------	-------------------	-----	----------

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第17号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年2月27日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR吉宗4L01	株式会社大都技研	7P1314
回胴式遊技機	押忍！番長A/A3	株式会社大都技研	7S1429
回胴式遊技機	SLOTパックマン/DG	株式会社メーシー	7S1558